

CIRJE-J-13

**経済発展と国家の役割
(市場機能拡張政策を中心に)**

東京大学大学院経済学研究科
奥野（藤原）正寛

1999年4月

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられたい。

Economic Development and Role of the State

(with an emphasis on the Market Enhancing View)

by

Masahiro Okuno-Fujiwara

Professor
Faculty of Economics
University of Tokyo

Abstract

In newly emerging industries, such as the Information Technology industry, and developing economies, market organization itself is not well established. In this paper, we define "market" as a set of "institutions" and/or "organizations" such as legal and regulatory system and transactional and other custom. By doing so, we clarify the differences between the "ideal Market" which the neo-classical economics assume to exist and the market organizations that exist in the real world. Further, we investigate the role of ideal markets, especially in view of their roles in coordination and motivation. We then explain the market enhancing view about the role of government (or the state). That is, the government may be able to intervene the governance structure of market organizations and, thereby, may be able to promote the effectiveness of markets' functioning, when markets lack efficient institutional structure.

経済発展と国家の役割

(市場機能拡張政策を中心に)

東京大学大学院経済学研究科

奥野（藤原）正寛*

要旨

情報産業のような新規勃興産業や開発途上国経済においては、市場組織自体が整備されていないという問題がある。本稿では、市場を法律・規則や慣習など、様々な仕組みの集まりとしての「組織」あるいは「制度」ととらえ、新古典派経済学がその存在を仮定する「理想的市場」と現実の市場組織との差異を明確にする。さらに、理想的市場の具体的な機能を、特にコーディネーションとモティベーションの視点から検討し、制度としての市場が未整備な場合に、政府が市場組織のガバナンスのあり方に介入することで、市場の機能を高めること（市場機能拡張政策）が可能であることを具体的に説明する。

* 本稿の作成に当たって、九州大学経済学部の堀宣昭氏から多大な協力を得た。また執筆に当たって、いくつかの研究会を通じて財団法人産業研究所からの資金援助を受けた。記して感謝したい。

1. はじめに

南北問題と呼ばれるように、世界の国々の間には大きな所得格差が存在する。例えば、1997年を例に取ると、一人当たり GNP ではかって、80 ドルのモザンビークから 4 万 630 ドルのスイスまで、実に 500 倍の貧富の格差が存在する¹。このような格差は、歴史的な経済発展の結果、生まれたものである。例えば先史時代には、ヨーロッパやアメリカの経済水準は、アフリカやアジアに比べてむしろ劣っていたと考えられる。現在、先進国と言われる国が存在するのは、未開の状態から文明が生まれ、農業社会が工業化に成功するにつれて、文明社会や工業化国家に属する国民の所得水準が、増大してきたからである。

言い換えると、国民所得水準の低い貧窮国と言われている国は、経済発展と工業化から取り残された国家に他ならない。従って、冒頭に述べたような想像を絶するような国際的所得格差を解消し、世界が、開発途上国にとっても先進国にとってもより望ましい、国際的にバランスのとれた経済発展を実現するためには、途上国の経済発展を実現することが必要なのである。

では、開発途上国政府が自国の経済発展を促進し、経済をより望ましい発展経路に載せるために、政府や国家はどのような役割を果たすべきだろうか。政府あるいは国家は、市場に強権的に介入し、特定の国内産業を保護育成し、先端技術の導入を図るべきだろうか。あるいは、産業の選択や技術の発展は市場に任せ、政府や国家が経済発展に積極的な役割を果たすことは避けるべきだろうか。政府が経済発展に当たってどのような役割を果たすべきかというこの問題は、開発経済学や経済発展理論を始めとして、経済学の歴史の中でも激しい論争を引き起こしてきた。

経済学における正統派、つまり新古典派経済学の考え方は後者であり、「市場の補完」に徹し、政府の介入は市場の失敗が存在する領域に限定しなければならないというものである。そして、産業の保護育成に関する政策（いわゆる「産業政策」）は、つい最近まで正当的な新古典派経済学からは、市場の失敗と無関係な政策として拒否されてきた。また、世界銀行や IMF といった開発援助や途上国救済を役割とする国際機関の伝統的な処方箋も、新古典派経済学に基づいたいわゆる「構造調整政策」であった。構造調整政策は、国際収支不均衡の是正や経済開発のために、財政規律の確立と価格メカニズムの貫徹などの新古典派的な政策を採用することを、援助や救済の「コンディショナリティ（条件）」として強制したのである²。

政府介入に対する経済学の他方の極には、国家が国内産業を手厚く保護することによって、始めて経済発展が可能になり、自国の経済利益が実現されるのだ、従って経済開発のためには、政策的に望ましいと考えられる特定の相対価格を強制したり、生産調整と需要割り当てなどを含む国家の積極的な市場介入が必要不可欠だとする考え方がある。その典型は、重商主義以来の産業（工業）育成政策や、リストをはじめとするドイツ歴史学

¹ World Bank [1997]による。なお、数値は 1995 年米ドル換算値である。

² たとえば、Aoki, Murdock and Okuno-Fujiwara [1996] や絵所[1998]を参照せよ。

派の保護主義の伝統がそれである。

また、Amsden [1989]や Wade [1990]、あるいは村上泰亮[1992]などに代表される最近の開発国家論は、現実の日本や東アジアの経済発展を基礎として、国家による積極的かつ介入的な政策こそが、経済開発の成功を導いたとする。開発国家論はとりわけ、「「政治的民主化から産業化へ」と進むとされている欧米型パターンとは逆に「産業化から政治的民主化へ進むパターン」」³として「開発主義 (developmentalism)」を強調する。この最後の点、つまり、民主化より産業化を時間的に優先させる戦略の有効性については、次章でやや立ち入って考察することにしたい。

ところで、市場経済に対して政府の果たす役割、特に経済開発を主要な経済目標とするような発展途上国や、技術革新によってもたらされた新たな産業に対して政府が果たすべき役割は、上述の二つの極端な立場しかあり得ないのだろうか。それに対する一つの新しい考え方方が、政府による市場機能拡張政策 (Market Enhancing View) である⁴。市場拡張的政策とは、発展途上国や新規勃興産業ではしばしば、新古典派経済学が前提とするような「市場」そのものが存在しないことを問題とする。これらの国や産業ではしばしば、制度としての市場が存在しないからである。

念のために付言すれば、ここで述べた「市場の不存在 (Non-Existence of Market)」とは、新古典派経済学が市場への政府介入を正当化する論理としての、いわゆる「市場の失敗 (Market Failure)」あるいは「Market Fails to Exist」という現象とは、本質的に異なるものである。市場の失敗の場合、市場が存在しないのは、「消費の排除不可能性 (Non-Excludability of Consumption)」や「消費の集合性 (Collective Consumption)」といった財の性格に基づいている。これに対してここでいう市場の不存在とは、組織や制度としての市場が存在しないこと、つまり、財やサービスの取引環境が市場と呼べるほど十分に整備されていないことに他ならない。言い換えれば、経済や産業の発展段階が不十分であるために、新古典派経済学が前提とするような市場が存在していない、従って経済が十分に発展し、産業が十分に成熟すれば、市場が生まれてくるような状況を考えようというわけである。

注意すべきことは、このような意味での市場とは一つの「組織(Organization)」、あるいは「制度 (Institution)」や「制度の集まり」であり、そのような制度組織を整備することによって市場の機能が拡張されることになる。市場拡張的政策とは、そのような意味で、「制度としての市場を整備し、市場機能を拡張することを目指した政策に他ならない。以下、本章では、経済や産業の発展が不十分なために市場が十分に機能しない場合、政府がどのようにして市場を補完できるのかを、市場が本来果たす役割としての、情報提供を通じたコーディネーションと、準レント提供によるモティベーションという二つの側面を中心に検討しよう。

³ 村上[1992]上巻 p.241.

⁴ この考え方方は、Aoki, Murdock and Okuno-Fujiwara[1996]によって最初に提起された。

1. 経済システムの役割：コーディネーションとモティベーション

2-1 厚生経済学の基本定理

現代の正統派経済学と言われる新古典派経済学は、分権的な競争市場を通じた資源配分に大きな信頼を寄せる一方、社会主義的計画経済をはじめとして、政府や国家による市場への介入は高く評価しない。新古典派経済学は、分権的な自由競争市場には、神の「見える手」が作用しており、自由放任に任せておいても望ましい経済活動が実現されると考えるからである。つまり、自由な競争市場で、企業や家計が私利私益を追求するという「分権的な」仕組みによって始めて、わずかな費用で正しい情報がすべての人に伝えられ、その結果、「パレート効率的な」資源配分が実現されると考えるからである。

この機能は、新古典派経済学のもっとも重要な定理である「厚生経済学の第一基本定理」から、直接的に導かれる。良く知られているように、厚生経済学の基本定理とは、

厚生経済学の第一基本定理

- (i) すべての財・サービスのそれぞれについて完備した市場が存在し、
- (ii) それらすべての市場が完全競争的であるならば、

この経済の需給が一致する均衡状態（ワルラス均衡）で実現される資源配分は、パレート効率的である。

という定理に他ならない。

この定理が成立するのは、普通、次のような理由からであると言われる⁵。第一に、すべての財・サービスには、「一物一価の法則」といわれるよう、金銭単位の単一価格がつけられ、しかもすべての生産者・消費者がこの価格でその財・サービスを取り引きできる。第二に、この財・サービスを生産し供給する経済主体が存在するとしたら、その限界的な生産・供給費用は必ず市場価格に一致する。市場価格を上回る（限界）費用でしかその財・サービスを生産・供給できない経済主体は、損失を避けるために生産を減らそうとするし、他方、市場価格を下回る（限界）費用で生産できる主体は利益を得ようと生産を増やすからである。言い換れば、この財・サービスを最も低い費用で生産できる経済主体が、生産を担当することになる。第三に、この財・サービスを消費・利用しようとする経済主体が存在すれば、その（金銭で計った）主観的（限界）評価額は必ず市場価格に一致する。市場価格を上回る評価をする経済主体は喜んで消費するし、市場価格を下回る評価しかしない主体は、消費しないからである。従って、実際にこの財を消費する主体に比べて、同じ財をより高く評価する主体は、必ず、この財を消費することになる。言い換れば、財・サービスは、それをより市場価格より高く評価する経済主体によってのみ消費・利用され、

⁵ この点について、さらに詳細な説明を必要とする読者は、ミクロ経済学の教科書、例えば奥野・鈴村[1985, 1988]を参照されたい。

また市場価格より高く評価する経済主体はすべてその財を消費・利用するのである。第四にそして最後に、第二と第三の点から、経済全体で生産される財は必ず、生産費用を超える評価を与える主体によって消費・利用されることになり、逆に、生産費用を超える評価を与える主体には、必ずその財・サービスが供給されることになる。これが、市場で実現される経済活動（つまり、資源配分）が、パレート効率的（つまり、無駄のない状態）になるとされる直感的理由である。

2-2 資源配分と社会的仕組みとしての経済システム

しかし、この定理の内容を本書で展開される様々なテーマと対比するためには、分権的な市場が行うと考えられる活動を、そのいくつかの具体的な機能——特に、コーディネーションとモティベーション——に即して考えてみることが必要である。そこで以下では、市場メカニズムが行うと考えられるこれら二つの機能を、伝統的な新古典派経済学がどのように実現すると考えているのかを説明してみたい。そのためにはまず、よく使われる比喩であるが、一つの社会における経済活動が、中央集権的な計画によって決定される場合を考えてみよう。

まず、「資源配分」を定義しておこう。ある経済の「資源配分」とは、「誰がどのような生産方法を使って各生産物を生産するか、そのために必要な労働力や原材料を誰がその生産者に供給するか、生産された生産物を誰にどれだけ分配するか」、といった、この経済における経済活動のあり方すべてのことである。特に注意すべきことは、一国経済の場合、生産主体である企業・事業所は何十万、消費主体と考えられる世帯数も何千万もある。生産される製品や原材料の数にいたっては、考え方によっては容易に何億種類にもなりかねない。このように多数の財・サービスを、生産活動や消費活動のために、これらの膨大な数の経済主体にどう配分するかという問題はきわめて複雑であり、無数の可能性の中から最適な資源配分を発見し実現することは途方もなく難しいことだという点にある。以下に説明するコーディネーションの問題や、モティベーションの問題をはじめとして、最適な資源配分を発見して実現するためには、情報伝達や人々の意思決定などに関わる、様々な社会的問題を解決しなければならないからである。

2-3 中央集権的計画経済システム

では、中央集権的な経済システムは、これらの問題をどう解決するだろうか。消費面での解決方法は、各財・サービスの価格を需給の見通しや公平性の観点から中央計画当局が決定し、その結果予想される需要量に見合う生産量を決定する。この価格と生産量はあくまで良さうであり、その結果決まる実際の需要量と供給量が一致する必然性は全くないから、当然、需要が供給を超過したり供給が需要を超過することになる。これらの不均衡は、「消費の割り当て」や、「在庫増」あるいは「生産物の廃棄処分」によって処理される。

例えば前者の場合には、消費者が列を作つて順番で財を受け取る。列の前方にいて供給

が続いている人たちは財を需要できるが、列の後方にいて順位が遅いために、供給が途絶えてしまうと受容できなくなる。需要と供給は、市場経済のように価格で調整されるのではなく、「列の順番」による割り当てで一致させられるのである。この結果、人々は列に並ぶという「非生産的」活動に時間の多くの割くことを強要され、また闇市場という非効率的な市場で需要・供給活動が展開されることになる。

これに対して、生産面での通常の解決方法は、「逐次計画プロセス」である。すなわち、上記のプロセスで決定された各消費財の計画生産量を、全国に存在する各工場に割り当てる。工場では指定された消費財生産に必要な原材料や中間財、労働サービスの量を計算し、それらに対する需要量を中央計画当局に報告する。当局はそれらを集計し、全国で必要な原材料や中間財、労働サービスの必要量を計算する。もちろん原材料や労働サービスの需要量が、存在する原材料や労働力に一致するとは限らない。そこで、原材料や労働力が不足する場合には消費財の生産計画量を減少させ、余る場合には生産計画量を増加させる。こうして調整された各消費財の計画生産量を、再び全国に存在する各工場に割り当てる。工場でも再び同じプロセスが繰り返され、必要な原材料や労働力が当局に報告される。

理想的にはこのようなプロセスを繰り返し行って、計画生産量が既存の原材料や労働力によってちょうど生産可能になり、しかも原材料や労働力を余すことなく使い尽くすような生産計画を策定することが理想である。しかしこのような逐次計画プロセスを繰り返すためには時間と資源が必要であり、現実的には数回のプロセスでうち切らざるを得ない。その結果、既存の資源では実現できない生産計画が採用されることになり、消費の場合と同様に、超過需要は割り当てによって、超過供給は生産物の廃棄によって解決されることになる。この結果、社会主義計画経済では多くの非効率性が発生するのである。

中央集権的な社会主義計画経済でこのような問題が発生するのは、二つの大きな経済的问题が存在するからである。一つが、経済が必要とするだけの需要量をちょうど生産できるように、必要な原材料や労働力を各工場に割り当て、必要な需要量を生産させるような仕組みを作ることである。これが、「コーディネーション」と呼ばれる問題に他ならない。二つ目は、より効率的な資源配分ができるように、より効率的な資源配分が選択することを経済主体に「動機付ける」ことであり、「モティベーション」と呼ばれる問題に他ならない。これら二つの問題を同時に解決することによって始めて、厚生経済学の基本定理が主張するような、実現可能で、しかもパレート効率的な資源配分が社会的に実現されるのである。

基本定理が主張するのは、分権的な市場メカニズムが、まさにこれらの経済的問題を解決するための「制度的仕組み」の集まりに他ならないということである。しかし現実の市場経済が、とりわけ途上国経済や新規勃興産業の市場システムが、実現可能でしかもパレート効率的な資源配分を実現していると考えるのは、あまりにも安易である。このことは、ミクロ経済学や厚生経済学の基本定理が、その論理的説明のために仮定する「市場」の在り方と、現実の経済の中に存在する「市場」とが、きわめて異なることを理解すれば明か

である。では、標準的経済理論が仮定する「市場」とは、どんなものだろうか。

2-4 標準的経済理論の考える市場

ミクロ経済学が通常仮定する「市場」とは、次のような存在である。

- 1)個々の財・サービスを取り引きする市場には、競り人がおり、その財・サービスについて、唯一無二の価格を発表する。
- 2)発表された価格をみて、社会のすべての人々が自分の欲する需要量と供給量を、市場（競り人）に報告する。
- 3)競り人は、これらの需要と供給を集計し、需要が供給を上回る場合は価格を以前より高く改定し、逆の場合には低く改定する。
- 4)以上のプロセスは、需給が一致する均衡価格が発見されるまで続行される。これらのプロセスを、競り人は公平無私に行い、それから何の報酬も得ない。
- 5)各財・サービスの均衡価格が発見されれば、各経済主体の需要量・供給量に基づいて、経済主体間での交換取引が市場で実行される。つまり、その財・サービスを供給する人には、財と交換に貨幣が手渡され、需要する人には貨幣と交換に財が手渡される。
- 6)従って、市場が、何らかの信用機能を保有していることが仮定されている。というのは、供給者に支払う貨幣は、需要者から財と交換に受け取った貨幣のはずであり、需要者に手渡す財は、供給者から貨幣と交換に受け取った財のはずである。従って、均衡価格が発見されたのち始めて市場に現れる経済主体に対して、市場が手渡す必要のある（その経済主体が供給者なら）貨幣、又は（その主体が需要者なら）財は存在し得ないから、市場はそれを、当該経済主体に対する手形取引や銀行からの借入金などの「信用」によって賄わなければならないのである。また、これらの信用供与から、市場は何の報酬も得ない。

このような、ミクロ経済学が仮定する「市場」を、以下「理想的な市場」と呼ぶことにしよう。明らかに、現実に財・サービスが取り引きされる場としての「社会制度としての市場」、つまり百貨店やのみ市、あるいは企業同士の相対取引などは、理想的な市場とは似ても似つかない。理想的な市場に少しでも似通った市場が現実経済に存在するとしたら、需要と供給が集計され均衡価格を計算する明確な仕組みが存在する「株式市場」や、多数の買い手の間で競りが行われる「青果市場」など、ほんのわずかの財・サービスの市場でしかない。

それでも関わらず、経済学が 1)～6)で定義されるような「理想的な市場」を仮定するのは、それこそが「望ましい市場」が持つべき機能だからである。逆に、現実の「社会制度としての市場」には、できるだけこれらの機能を満たすことが望まれるし、これらの機能が満たされなかつたり十分な機能を持たないときには、その機能を持たせたり、機能を増

進させることが求められることになる。本章の第5節以下で検討するのは、まさにこの市場としての機能を作り出し、その水準を高めるために政府が何を行えるのか、あるいは市場の代わりに何らかの政策的対応を政府が行えないのかという点に他ならない。

3. コーディネーション

3-1 コーディネーションとは何か

では、最適な資源配分を発見し実現するために必要な、「コーディネーション」や「モティベーション」とは、具体的にどんな問題と考えたらよいのだろうか。そしてまた、ミクロ経済学が仮定する「理想的な市場」は、どのようにしてコーディネーションやモティベーションの問題を解決し、無数の可能性の中から最適な資源配分を発見し実現するのだろうか。本節では、まずコーディネーションの問題を考えてみよう。

最適な資源配分を実現するためには、そもそもその前提として、各財・サービスの需給が経済全体で一致しているような、整合的な（実行可能な）資源配分を発見することが必要不可欠である。経済全体の資源配分とはきわめて複雑である。すでに述べたように、一つの経済には何百万もの事業所がそれぞれ、何億種類にもわたる製品・サービスを生産している。しかも、それぞれの財やサービスを生産するためにも普通、何千何万もの原材料や中間生産物、機械設備、多様な技能を持つ労働者が必要である。従って、ある工場・事業所が、特定の財・サービスを一定量生産するためには、これらの原材料、中間生産物、機械設備、労働者などをそれに必要な量だけ準備し、生産活動を行う工場や事業所に、適切なタイミングで引き渡すことが必要である。

しかも特定の工場・事業所で作られた財・サービス自体が、しばしば別の工場・事業所の生産活動のために使われるし、そうでなければ、それを必要とする消費者に、必要なだけ必要なタイミングで配達されなければならない。つまり、ある資源配分を実現するためには、何億種類もの財・サービスのすべてについて、生産・供給と消費・利用がちょうど過不足なく行われ、しかもそれらがそれを必要とする人や企業に、適切なタイミングで配達されなければならない。これが、整合的（実行可能）な資源配分を発見する問題、あるいはコーディネーションの問題であり、経済規模が拡大し、経済活動が多様化するにつれて、コーディネーションの問題は複雑になりその解決が困難になる。

しかも、これら様々な財・サービスの生産や輸送には、様々な機械設備・工場などの私的な設備投資や、道路・港湾などの公的施設（インフラストラクチャ）を建設することが必要である。従って、ある資源配分を実現するためには、事前に私的・公的両面を含めた様々な投資活動を行い、適切な生産設備や輸送設備を準備しておくことが必要である。このような意味で、コーディネーションの問題とは、単に生産や分配活動を整合的に行うだけでなく、そのために必要な投資活動を整合的に行っておくことを含んでいるのである。

3-2 市場メカニズムとコーディネーション

実は市場メカニズムの特徴は、このコーディネーション活動を見事なまでに分権的に、しかも低い費用で行っていることにある⁶。

なぜなら、理想的な市場を仮定すれば、様々な財・サービスのそれぞれに「一物一価」という単一価格が成立する。この社会全体に共通の価格を所与として、その財・サービスを消費したり利用したいと欲する経済主体は市場に自らの需要量を申告し、生産し供給したいと考える主体は自らの供給量を申告する。もし需要が供給を上回ればその価格が上昇し、供給が需要を上回れば価格が下落する。この需給の不均衡を価格が調整するプロセスは、すべての財・サービスについて需給が一致するまで続くから、最終的にはすべての財・サービスが過不足なく供給されることになる。

しかも 8-2 節で詳述するように、標準的な経済理論は各財・サービスを、その物理的特性だけでなく、各財・サービスが利用可能になる場所や、その配達される時間によっても区別する。例えば、「西暦 2010 年 1 月 1 日に東京で手渡される鉄板 1 トン」、「西暦 2011 年 1 月 1 日に東京で手渡される鉄板 1 トン」、「西暦 2010 年 1 月 1 日に大阪で手渡される鉄板 1 トン」の三つは、それぞれが異なる財として定義される。従って、これらの「財」それぞれについて「理想的な市場」が現在時点で（例えば 2000 年 1 月 1 日現在）開かれ、それぞれの「財」について需給が一致するよう均衡価格が、私利私欲を持たない「競り人」によって決定されることが仮定されているのである。一言でいえば、標準的な経済理論では、必要な財・サービスが必要な時点と場所に過不足なく供給されることを、「すべての市場が均衡する」という状態だけに注目することによって、暗黙のうちに前提してしまっていることになる。

とはいって、経済全体の集計された需要と供給が均衡しているからといって、必要な企業や必要な消費者に、希望する財・サービスが希望する量だけ配達される保証はない。しかしこの点についても、標準的な経済理論は、上記の市場に関する仮定 5)および 6)で明記したように、価格調整プロセスを通じて実現する需給均衡の下で、各経済主体にその個別の需給に応じて財・サービスを手渡し、あるいはその対価を支払うこと。必要な場合にはそのため必要な信用供与が市場によって提供されることを仮定することによって、市場の機能として仮定されるという形で、「市場」の定義自体の中に埋め込まれてしまっているのである。言い換えれば、標準的な経済理論では、「市場の均衡」という言葉の定義自体に、どんな財・サービスであれ、それを必要とするそれぞれの個別経済主体が必要とするときに必要とする量が自動的に行き渡るということを、暗黙のうちに仮定してしまっているのである。

このような仕組みがあれば、確かに次のような形でコーディネーションが可能になる。例えば、ある造船業者が船舶の建造を検討しており、そのためにはある将来時点で造船所

⁶ いうまでもなく、ここで市場メカニズムが解決するというのは、市場を通じた民間部門の経済活動のコーディネーションに限られる。直接的には市場メカニズムに規定されない公的インフラストラクチャの建設問題は、市場メカニズムで解決することはできない。

に1千トンの鉄板を配達させることが必要だとしよう。他方、既存の鉄鋼業者が現在持っている設備は、すでに他の鉄板需要（例えば、自動車生産）のために使うことが決まっており、それらの需要を満たす限り、この造船業者の1千トンの需要には応えられないとしてみよう。このとき、標準的経済理論が仮定する市場（将来時点での供給される鉄板の「先物」市場）が存在すれば、次のようなことが起こる。一つは、造船業者の追加的な需要が鉄板（の先物）価格を押し上げ、その結果、自動車業者が生産を諦めるという可能性である。あるいは鉄板（の先物）価格の上昇が、既存の鉄鋼業者の設備拡張や新規鉄鋼業者の参入を促し、その結果、1千トンの鉄板が追加的に利用可能になるかもしれない。

いうまでもなく、このような鉄板市場における需給調整は、追加的な需給調整を生み出す。自動車業者が生産を諦めるなら、タイヤやヘッドランプに対する需要が減少するから、それらの価格が下落し、タイヤやヘッドランプ生産の減少などが起こることになる。逆に、既存事業者の設備拡張や新規鉄鋼業者の参入が起これば、鉄板生産設備の市場において、需要が供給を超過することになり、生産設備の生産が刺激されることになる。このようにして、すべての財・サービスが必要とされる量だけ生産され、それらが必要とする各個別主体に供給されるという資源配分のコーディネーションが、市場を通じて行われるわけである。

3-3 コーディネーションを果たすまでの市場メカニズムの限界

しかし現実の社会において、上に述べたような意味での「完全な市場」は存在しない。造船業者は必要な鉄板をなじみの鉄鋼業者に注文するだけであり、それが将来のことであるならば、時期が近づいてからしか注文しないだろう。だとすると、鉄板が不足することがわかるのは、実際に造船業者が鉄鋼業者に注文をしてからだということになり、その段階ではすでに、設備拡張や新規業者の参入によって鉄板の供給を増やすことは不可能かもしれない。その結果、経済全体での鉄板供給は需要を満たせないし、価格が急激に上昇した鉄板を使用する自動車会社や造船業者は、生産停止に追い込まれたり赤字に陥ったりして、倒産することになるかもしれない。従って、現実に存在する「社会的仕組みとしての市場」が、後に詳細に述べるように、できるだけ標準的な経済学が仮定するような市場と同じような機能を果たすよう制度整備を計ることが、コーディネーション問題をより有効に解決するために求められることになる。

すべての市場が完全競争的であることを前提とする標準的な経済理論が暗黙のうちに仮定しているコーディネーションについて、今ひとつ注意しておくべきことがある。というのは、以上の説明の背後には、コーディネーションに必要なのは価格情報だけだ（あるいは価格情報で十分だ）というクリティカルな仮定があるからである。具体的には、完全競争の仮定によって、各経済主体は、市場価格でいくらでも売買可能だ（したがって、企業が直面する需要・供給曲線は水平だ）という仮定がある。だからこそ、各経済主体が将来計画を立てるに当たって必要なのは、市場価格がいくらになるかという価格情報であり、

市場における量的制約を考慮に入れる必要はないのである。逆に、需給に関わる量的情報は、「理想的な市場」の仮定によって市場というブラックボックスの中で処理され、需給が均衡するまで取引は行われないと仮定される⁷。言い換れば、最終的に需給が均衡する均衡価格が成立して初めて、取引が行われると仮定されるのである。つまり、完全競争を仮定した標準的な経済理論では、価格情報以外の量的情報は、不均衡状態における価格調整プロセスにのみ意味を持つ。標準的な経済理論が仮定するように、均衡が実現されていることを前提とすれば、経済全体のコーディネーションのためには量的情報は不要なのである。

これに対して、現実の経済では量的情報の果たす役割が大きい。一つには、ほとんどの場合、現実の経済状態は「不均衡」状態で需給が一致していないから、失業など何らかの割り当てが起こるからである。しかしそらくもっと重要なのは、生産主体の多くが何らかの意味で独占力を持っていることである。マーケットシェアや製品差別化など、企業が何らかの意味で独占力を持っていれば、その企業は右下がりの需要曲線に直面することになる。従って、企業が直面する問題は、「いくらの価格で（いくらでも）製品が売れるか」ではなく、「いくらの価格ならどれだけの量の製品が売れるか」という問題に他ならない。

このような場合、多数の経済主体間の計画をコーディネートするためには、各財・サービスを「どんな価格でどれだけの量を生産するか」を決定することが必要になる。たとえば、鉄鋼生産設備を新設するかを決定するには、費用に見合う価格をつけた場合、造船会社などからの鉄鋼に対する需要がどれだけかを知ることが、決定的に重要なのである。特に、鉄鋼設備に規模の経済性が存在すれば、十分に大きな生産量がなければ平均費用は下がらない。問題は、平均費用が最小になる生産量以上の需要が、最低平均費用以上の価格で存在するかどうかにあるのである。この意味で、7-2 節で詳細に説明するように、独占力が存在する市場におけるコーディネーションの問題は、そうでない場合と異なって特に重要だと考えられる。

4. モティベーション

市場メカニズムの今一つの特徴は、それが分権的な仕組みでありながら、各経済主体に経済全体の効率性の視点から見て適切なインセンティブを与え、効率性を実現するように各経済主体を動機付ける（モティベートする）点にある。このことを、静学的（長期的）な視点と動学的（短期的）な視点に分けて検討しよう。

4-1 利潤とレント

静学的、あるいは長期的な視点から各経済主体に適切なモティベーションを与えるのは、経済的あるいは超過「利潤」である。つまり、（将来時点での手渡されるものを含む）すべ

⁷ いわゆるタトノマン・プロセス、あるいはワルラスの「模索過程」と呼ばれる仮定である。詳細は、例えば奥野・鈴村[1988]を参照せよ。

ての財・サービスに市場があり、その現在価格が成立していれば、各企業は自分の技術、必要な原材料や部品の価格を考慮した上で、自分にとって最も有利な、最も高い利潤を保証する財・サービスの生産を選択しようとする。このようなモティベーションの仕組みによって、何に投資すれば利益が上がり、何を生産しても損失しか生まないかが明確になるから、需要のある（従って高い価格のつく）財・サービスの生産が刺激され、需要の存在しない財・サービスの生産は抑制されることになる。

ここでも、前節でも述べたように完全競争の仮定が大きな役割を果たしていることが明らかだろう。独占力を持つ企業にとっては、単に価格が高いことだけでなく、大きな需要も同時に保証されることこそが、（規模の経済性を越える）大きな利益を保証する源泉だからである。逆に言えば、規模の経済性を持つ企業にとっては、十分に高い価格でも十分に大きな需要が保証されていないと、生産を刺激するインセンティブが存在しないことになる。

いずれにせよ、モティベーションの源泉としての利潤は、自由な参入と十分な競争がある限り、長期均衡では消滅する。経済学が定義する「利潤」とは、機会費用を含めた総費用を総収入から差し引いた概念だから、利潤がゼロと言うことは、「正常利潤」が生じている状態に他ならない。資金供給に対する正常利潤率も、資金提供に対する機会費用として利潤には含まれない。正常利潤率を上回る（超過）利潤が生じている産業では、新たな資金の投入（新規参入）が起こり、それが利潤率を正常利潤率まで引き下げる事になるからである。

これに対して、供給が限られているために新規参入が存在しない場合には、超過利潤が発生することもよく知られている。ほかの農地に比べて生産性の高い希少な農地や、ピカソの描いた世界に1枚しかない名画には極めて高い価格がつき、正常利潤を上回る超過利潤が生まれることになる。いわゆる「レント」に他ならない。

経済発展論の文脈では、レントはしばしば悪と考えられてきた。その大きな理由は、レントがしばしば政治プロセスによって発生し、逆にそうして生まれるレントを追求して、不純な動機に基づく無駄で無益な政治活動や賄賂をはじめとする不正行為が起こるからである。たとえば、参入規制と価格規制が併存する規制産業では、大きな超過利潤が存在しても新規参入によってそれが消滅しないから、多額のレントが長期的に維持される。しかも、アウトサイダーの新規参入を制限する参入規制は、既存業者間の結託やカルテル行為を引き起こし、その結果、業者が獲得するレントの額をいっそう大きくする。

たとえば、戦後日本の金融業の多くは、大蔵省の許認可権限に基づいた参入規制や支店出店規制と預金・貸出利子率規制などの存在によって、多額のレントが業界に発生し存続したといわれる。いわゆる護送船団行政である。その結果発生するレントの一部は、政治献金や接待あるいは天下りとして政治家や官僚に還元され、それがいっそうの保護行政を

生み出すという悪循環を生み出した⁸。同様の事態は運送業や電力業など様々な規制産業に発生し、規制緩和が本格化するまで、業界によっては今でも存続している。

4.2 準レントと動学的競争

これに対して、動学的な意味でのモティベーションは、「準レント(quasi-rent)」の獲得にある。レントと似た言葉であるためにしばしば誤解されるが、準レントこそ、競争の原動力に他ならない。準レントとは、他者に先んじて革新的な商品を開発したり、最新の生産設備を導入するなどする結果、長期均衡が実現し（超過）利潤が消滅するまでの間、一時的に発生する（正常利潤を越える）超過利潤である。

例えば、新しい革新的な技術によって生産コストを従来水準に比べて大幅に切り下げるに成功した企業は、他企業が新技術の模倣に成功してコストを同程度あるいはそれ以上に削減するまでの間、大きな超過利潤を獲得できる。同様に、既存の製品に比べて消費者が高く評価する新製品の開発に成功した企業は、他企業が同等あるいはそれを凌駕する品質の新製品を開発して発売するまでの間、大きな超過利潤を獲得できる。さらに、新しい企業組織形態を開発して、他企業に比べて情報伝達や従業員間のコーディネーションの効率化に成功した企業は、他企業が組織形態を革新して効率化を実現するまでの間、超過利潤を実現する。これらが、準レントである。

準レントの存在は、二つの方向で激しい競争を生み出す。第一に、準レントという一時的な超過利潤を目指して、技術革新や新商品、あるいは革新的形態の企業組織などを作りだそうとする創造的努力が生まれる。これこそが、シュンペーターの述べた「資本主義のエンジン」としての「創造と破壊のプロセス」の原動力である。第二に、これらの革新的な技術・商品・組織形態は超過利潤を生み出すから、それらを一刻でも早く模倣して、創造者が享受している超過利潤の一部を奪い取ろうとする激しい模倣競争を生み出す。この模倣競争の結果、超過利潤は次第に減少し、最終的には消滅してしまう。この模倣を通じた超過利潤獲得競争のインセンティブこそが、それ自体の希少性や政府規制に守られることで生まれるレントと違って、準レントが一時的にしか存在し得ない理由なのである。

5. 所有权制度

では、このような理想的な市場によって形成される分権的な経済システムを育成し作りだしてゆく上で、政府や国家はどんな役割を果たすべきなのだろうか。以下では、5節と6節で新古典派経済学が伝統的に考えてきた視点から、7節と8節では新古典派経済学が最近まで無視してきた視点から、これらの問題を検討してみたい。

市場が存在し資本主義経済で分権的な市場メカニズムが機能しうる状況を考えたとしても、政府が行うべきいくつかの機能がある。理想的な市場が存在し、厚生経済学の基本定

⁸ いわゆる「政策の永続化(policy persistence)」現象である。詳細は、Coate and Morris [1995]、あるいは奥野[1998]を参照せよ。

理が成立するとしても、基本定理が暗黙のうちに前提している条件が満たされるとは限らないからである。以下まず、やや教科書的になるが、この点を再確認しておこう。

5.1 所有権制度の確立と維持

新古典派経済学に基づいた近代財政学を確立したマスグレーブ⁹は、市場経済における政府の果たすべき役割を三つに大別し、それらを政府の「資源配分機能」、「所得再分配機能」、「景気調整機能」と名付けた。その後、ロナルド・コースを始めとするシカゴ学派によって、市場が適切に機能するためには、これら三つの機能に加えて、政府が所有権等の法的権利を明確に規定し、それらが守られるような仕組みを構築することが必要だという考え方方が広まった。市場経済における政府の四番目の役割として、「所有権制度の維持・確立機能」が付け加えられることになったのである。

これらの機能のうち、経済発展に対する政府や国家の役割という視点から重要なのは、「資源配分機能」と「所有権制度の維持・確立機能」である。資源配分機能は次節で検討することにして、まず、「所有権制度の維持・確立機能」から検討しよう。

厚生経済学の基本定理が暗黙に仮定しているもっとも大きな前提条件は、「財・サービスを消費・利用しようとする主体は、「対価を支払って」市場でその財・サービスを購入しようとする」という条件である。この一見もっともらしい前提是、所有権や財産権という権利が国家によって保証され、それらの権利を侵害するものに対して、大きな罰則が科されるという社会的な仕組みがあつて始めて意味を持つ。つまり、市場取引の前提是、ある財・サービスのもたらす経済的便益を享受するためには、その所有権や利用権を手に入れなければならない。だからこそ、その対価を支払うというインセンティブが生まれてくるのである。

例えば、所有権制度が存在していない、あるいは、制度はあってもそれが機能していない無法社会の場合を考えてみよう。このような社会では、わざわざ所有権を手に入れるまでもなく、暴力や窃盗行為によって財・サービスを手に入れれば、その経済的便益を享受できる。そうだとすれば、経済取引や利用契約を締結して、所有権や利用権をわざわざ手に入れるために対価を支払うというインセンティブは存在しない。その結果、市場を通じた取引によって財・サービスが入手されると言う「厚生経済学の基本定理」の大前提が成立しないことになり、市場経済メカニズムの効率性という結論は崩壊することになる。

同様に、国家が、商取引における様々な権利と義務の関係を商法や民法によって定め、そして国民がこれらの法律を遵守するよう、警察・裁判所・刑務所などの仕組みを整備し、適切に運営しなければ、新古典派経済学が仮定するような経済取引を行うインセンティブは生まれない。さらに、現代の生産活動や流通活動の大部分を担当するのは、株式会社や相互会社などの企業組織、つまり法律で定めることによって始めて、経済取引や契約の当

⁹ Musgrave [1980]を参考せよ。

事者となりうる「法人」である。法人が経済取引を行っても、あたかもそれが自然人が行った場合と同じように許容され機能するのは、会社法や倒産法など、関連法制度が整備され遵守されているからである。こう考えれば、経済開発のために、政府・国家が果たすべきわめて重要な役割の一つは、所有権制度をはじめ、様々な経済活動を律する法制度を整備し維持することにあることが明らかだろう。

5.2 共同体による経済活動のガバナンス

ところで、所有権をはじめとする近代的な法治制度が確立したのは、それほど古いことではない。事実、近代的な国家制度が確立する前の古代や中世の世界では、整備された所有権制度を持った社会はほとんどどこにも存在しなかつたし、仮に存在したとしても、権利が認められたのは一部の人々に限られていた。多くの社会は地域共同体として機能しており、多くの財・サービスは共同体の共同所有物と考えられていた。仮に所有権などの権利が認められたとしても、それはその社会の慣習としてであり、しかもその共同体社会に固有の成員と認められたもの以外には適用されなかつた。このような事情は、Greif [1997] などが説明するように、遠隔地貿易に携わった交易商人が、交易先の異国ではその取引や契約ばかりでなく、彼等自身の命や安全さえもが保証されなかつたことからも明らかだろう。

共同体社会では、権利と義務は社会慣習や共同体規範によって守られる。つまり、慣習や規範を守らなかつたメンバーに対して、共同体から十分に大きな制裁が科されることが予見されるので、慣習や規範を守るインセンティブが生まれる。ここで注意すべきは、制裁を与えるための前提条件である。通常共同体では、慣習や規範を破った人間に対して、二つの方法のどちらかで制裁を与える。一つは、共同体から追放することである。その結果、実現される利得（アウトサイド・オプション）は、そのメンバーに共同体内部にとどまつた場合より遙かに低い利得しか与えないために、大きな制裁として機能する。今ひとつは、共同体内部での村八分的制裁であり、共同体の他のメンバーから、日常的に制裁が科されることによって、実現される利得減（インサイド・オプション）が違反行為に対する制裁として機能し、共同体の慣習や規範を守るインセンティブを与える。従つて、共同体内部での慣習や規範によって、権利や義務を維持するためには、(1)その社会から追放することを可能にする社会の閉鎖性か、(2)共同体のメンバーに違反者を周知徹底できるよう、共同体の規模が適度に小さく、メンバー間での情報共有が可能なこと、のいずれかが必要条件となる。これらの条件は明らかに、近代の産業社会を成立させた前提条件とは大きく異なるものである。

なぜなら、近代産業社会を成立させた技術的前提条件とは、機械化による大量生産の仕組みと、大規模で広範な交通・通信網を背景とした流通の仕組みだったからである。つまり、異なる技術・技能を持つ多様な人々と多額の資本を集めることによって、分業や大量生産を生かし、規格化された財を同時・大量に生産することが可能になつた。しかも、鉄

道、海運、自動車、飛行機などを使った大規模な物流システムと、それを支える高度な通信網によって、ニーズがある場所に必要とされる財・サービスを短時間で届けることが可能になり、それによって、場所や時間を問わず、同じ価格で同じ品質の財・サービスを配達することが可能になった。このような仕組みによって、大量生産による品質の標準化と生産費用の削減、効率的な通信・物流システムを通じた広範な裁定取引と、それに伴って場所と時間を通じた価格の平準化が実現し、それが効率的な近代産業社会を可能にしたからである。いうまでもなくこのようなシステムは、人々が利益機會を求めて自由に世界を移動できること、場所や相手が誰であろうとも、同じ財さえ持つていれば同じ価格で取り引きできることという条件が前提になっている。

その意味で、共同体のメンバーであることや慣習や規範を守っているかどうかが仲間同士で識別できるという、いわば「閉鎖性」と「有名性」を前提とした共同体の慣習や規範によって、近代産業社会を維持することは不可能である。近代産業社会は、取引主体や契約主体が誰であるかどうかは問わず、単にそれが取引や契約の用件を満たしているかどうかだけを問題とする、つまり経済社会システムの「開放性」と経済主体の「匿名性」を前提とする近代国家による権利・義務の維持システムが成立して始めて、その前提条件が満たされると考えるべきなのである。

このように、近代的な産業社会を確立し、工業化によって経済発展を進めるためには、所有権制度などの法体系を確立し維持することがきわめて重要であり、経済発展のために政府が果たすべき第一の役割は、この点にあるといつて過言ではない。

6. 市場の失敗と政府によるその補完

とはいっても、良く知られているように、現実の市場経済で実現される資源配分は、パレート効率性からはかなりかけ離れたものだろうと考えざるを得ない。その一つの理由は、資源配分がパレート効率的になるためには、基本定理が仮定する条件(i)と(ii)が、同時にしかも厳密な意味で成立する必要があるが、現実の経済でそんなことは考えられないという点にある。現実の経済には、様々な「市場の失敗」が存在するのである。

6-1 市場の失敗とその補正

基本定理の条件(i)は、一部の財・サービスを取り引きする市場が存在しない場合、つまり「市場の普遍性」が満たされない場合、狭義の市場の失敗が生まれ、市場メカニズムでは効率的な資源配分を実現できないことを示している。通常、新古典派経済学が、この典型ケースと考えるのは、消費の排除不可能性が存在しない（あるいは消費の排除費用が高い）外部効果や公共財の場合である。

外部効果や公共財の本質的問題は、所有権や財産権制度を設定しても、それが有効に機能しない点にある。つまり外部効果や公共財の場合、消費の排除費用が高すぎるために、所有権等の財産権を設定することによって、権利なしに財・サービスを消費しようとする

行為を排除しようとしても、そのための費用が高すぎて経済的に引き合わない。例えば、銀座通りの自動車通行権を設定することを、考えてみよう。いわば、銀座通りを有料道路化するという思考実験である。この場合、道路料金を支払わない自動車の通行を禁止するためには、銀座通りにつながるすべての入り口に料金ゲートを設け、料金徴収担当者を配置するか料金徴収機を設置しなければならない。そのためのコストは膨大なものになるだろうし、その結果、ひどい交通渋滞がおこるだろう。そう考えれば、銀座通りを有料道路化することで得られるメリットに比べて、コストはあまりにも高いと考えざるを得ない。つまり、消費の排除費用が高すぎるために、銀座通りの自動車通行権市場は存在しないことになる。厳密にいえば、経済的にペイしないために、(所有権や利用権が法律的には認められているとしても)、その市場を作ろうとするインセンティブが存在しないのである。

この場合、所有権・利用権が確立されていない場合と同様に、市場での取り引きを経由せずにその財・サービスが消費されるから、資源配分は非効率的になる。具体的には、公共財が正の効用を生む場合や外部経済性が存在する場合には、その財・サービスの生産は過小になり、公共財が負の効用を生む場合や外部不経済が存在する場合には、その財・サービスの生産は過大になる。

また基本定理の条件(ii)は、仮に所有権が確立・維持されており、しかも消費の排除費用が十分小さいために、市場を通じて取引を行うインセンティブが存在するような財・サービスでも、その財・サービスを取り引きしようとする市場への参加者の数が少ないと、売り手や買い手が「独占力」を持つことになり、独占利潤を得るために売り惜しみが発生し、そのために生まれる歪みが資源配分の非効率性を生み出すことを示している。また、製品差別化が行われている市場では、市場参加者の数自体は多数でも、製品差別化のために独占力が発生し、生産量が過小になると共に、「製品のメニュー（差別化された製品の種類）」が過小になるため、資源配分の非効率性が発生し、経済厚生を高める可能性が生まれることになる。いわゆる「独占的競争(Monopolistic Competition)」が発生するのである。

従って、厚生経済学の基本定理を前提とすれば、所有権制度の確立・維持に続く、経済発展のために政府が行うべき第二の政策は、独占力を排除するために独占禁止政策を行うと共に、経済発展のために必要であるにも関わらず、消費の排除費用のために供給量が不足しがちな財・サービスを、民間部門に代わって供給することである。公共的なインフラストラクチャの建設がそれである。

6-2 公共的インフラストラクチャへの投資

公共的なインフラストラクチャのうち、特に経済発展の促進という側面から重要なのが、「産業インフラストラクチャ」又は「産業基盤型公共財」の建設だろう。農業に対する農道・圃場整備・ダムや農業用水の建設、鉄鋼・自動車・電機産業に対する港湾・道路網・工場用水・工場立地整備などの公共財（インフラストラクチャ）は、一部特定の産業の（私的）生産性を特に大幅に向上させるという性格を持っている。これらの産業基盤型公共投

資は、どの事業を行うかによって、各産業の私的生産性に与える効果が異なる。そのため、政府がどの公共資本をどの程度提供するかによって、産業間の生産性が変化し、動学的な意味で資源配分が変化する。

例えば、電源開発に大きな政府資金を投入し、しかも政府規制の下にある電力料金を政策的に低く維持すれば、アルミ精錬などの電力集約型産業の私的生産性が高まり、他産業に比べてより多くの設備投資が行われる。その結果、電力集約型産業は、経済全体の平均成長率より早く成長することになる。さらに港湾・鉄道・道路など交通部門への公共投資や工業用水・工業団地などへの投資を行うことにより、関連素材産業や運輸産業など、補完的な産業の成長率が高まれば、電力集約型産業の成長率は一層高まることになる。経済に存在する資源の総量は一定だから、これら産業基盤型公共財への政府投資は民間投資をクラウドアウトするから、公共投資によって直接的な利益を受けない民間産業の成長率は、その分さらに低下する。このようなプロセスを通じて、政府の産業基盤型公共投資は、民間の産業構造の動学経路に大きな影響を与えると考えられる。

従って、政府の産業基盤型公共財の供給経路を所与のパラメーターと考えれば、経済の均衡成長経路は政府の産業基盤型公共財の供給経路に依存して、無数に存在することになる。しかも、どの均衡成長経路が実現されるかによって、社会が実現できる経済厚生も異なることになる。この意味で、これら様々な公共財供給経路の中から、政府がどの経路を選択するかによって、社会の経済発展の速度と方向性が決定され、それによって人々の所得水準や厚生水準が決定されることになる¹⁰。政府は、産業基盤型公共財の供給経路の選択を通じて、経済全体の資源配分のコーディネーションを行うことができる¹¹。

いうまでもなく、政府が全知全能であり、経済厚生を最大化するように公共財供給経路をコントロールすると考えれば、実現するのは「最適均衡成長経路」になるはずであり、そのような経路は事実上ユニークに定まると考えられる。その意味で、政府の「非合理性」ないしは「不完全性」を前提としない限り均衡経路の複数性が説明できないこのケースは、あまり大きな理論的関心を呼んでこなかった。とはいえ、戦後の日本や東アジア諸国における経済開発経験は、このケースが大きな現実的意味を持っていることを示しているように思われる。特に、本書の後半で議論されるように、1950年代や60年代の日本では、鉄道・道路・港湾・電力・工業用水道などの産業インフラを政府がどのように整備するか、そのための公的資金と民間の投資資金の間に発生する競合をどのように解決するかが、その後の経済成長にとって大きな意味を持ったと考えられる。

以上の問題に関して注意すべき論点として、次の点を挙げておこう。言うまでもなく産

¹⁰ 産業基盤整備投資が経済成長に与える効果については、補論1を参照せよ。

¹¹ 但し、7節で説明する「複数均衡経路」の選択間におけるコーディネーションの問題では、政府の実物面での行動とは独立に、従って、政府の実物面での行動が同じでも、経済には複数均衡が存在する。その意味で、政府の実物面での行動（産業基盤投資の経路）によって、異なる均衡経路が実現されるという本節のコーディネーション問題は、7節のコ

業基盤型公共財も公共財の一種であり、消費の排除不可能性を持っている。このため、これら公共投資の社会的生産性の大部分は外部効果を通じて実現され、政府も本来、その社会的生産性（特にここで論じているように、民間資源の生産性を高めるという形で実現される社会的便益）を事前に正しく知ることができないはずである。従って、①民間の経済主体（この文脈では関係産業や関係企業）から情報を収集することが必要になると同時に、それに付随して②「情報の戦略的操作」が発生する可能性がある。政府の審議会や委員会を通じた情報交換は、次節で述べる「予想形成を通じたコーディネーション」の役割だけでなく（あるいはそれ以上に）、この①の役割、つまり、公共投資のもたらす社会的便益に関する情報収集システムという役割をも果たしたと考えられる。また、②に関しては、二つの点が重要である。第一は、1950年代や60年代初期には、戦時中の物資動員計画作成のために、技官など多数のエンジニアが通産省などの官庁内部に蓄積されており、彼らの知識の集積が、民間側の情報の戦略的操作を困難にしたと考えられること¹²。第二に、キャッチアップ過程にあった当時の日本にとって、先進国の経験と彼らが蓄積したデータというクレディブルな情報によって民間情報をチェックできたがために、民間の戦略的情報操作を押さえることが容易であったという有利さが存在したことである。

7. 予想を通じたコーディネーションと複数均衡経路

理想的な市場が存在するとしても、何らかの意味での市場の失敗が存在する場合、政府がコーディネーションを通じて経済活動を効率化させ、経済厚生を増幅させる今ひとつ可能性がある。市場の失敗が存在するために、（政府の公共財投資が同一であっても）経済の均衡経路が複数存在し、しかもある均衡経路が別の均衡経路をパレート支配¹³する可能性があるからである。以下、その一つの例として、独占的競争¹⁴による部品メニューの拡大が、「マーシャルの外部性」に似た効果を生みだして、複数均衡が生まれる場合を簡単に説明しよう。

7.1 独占的競争と部品メニューの拡大¹⁵

自動車の部品を考えてみよう。ヘッドライトやタイヤなど、各部品の中にも様々な多様性がある。例えばタイヤを例に取れば、タイヤの直径やタイヤ幅、トレッド（溝）の形状や間隔、ラディアル・タイヤかそうでないか等によって、様々なタイヤがある。これらは

コーディネーション問題とは本質的に異なる問題を論じていると理解すべきである。

¹² 本書巻末の、増田氏らのヒヤリングを参照せよ。

¹³ ある均衡Aが別の均衡Bを「パレート支配」するとは、均衡Bに比べて均衡Aにいる方が、すべての経済主体にとって望ましいと言う意味である。

¹⁴ 独占的競争モデルの詳細や、その数学的内容については、Matsuyama [1995]や、Bardhan [1996]に納められた各論文を参照せよ。

¹⁵ 以下のモデルの数学的詳細については、補論2あるいはRodriguez-Clare[1996]などを参照せよ。

それぞれ、お互いに完全な代替品ではないが、かといってお互いに代替できないわけではない。これらは「密接な代替品」と呼ばれ、それぞれを「狭義の財」と呼ぶとすれば、それらはすべて、タイヤという「広義の財」の中で製品差別化が起こった結果成立する「狭義の財」に他ならない。これらの財は、製品差別化のために一定の独占力を持ち、需要曲線が右下がりになる一方、密接な代替品が存在するためにお互いの間の競争によって長期的には利潤がゼロになる（個々の財は正常利潤しか得られない）という、「独占的競争」市場という性質を持つことになる。

ところで、このように定義された製品差別化によって生産される個々の財、すなわち狭義の財を生産するためには、異なる生産設備が必要となり、それなりの固定費がかかる。このため平均費用曲線は最低限右下がり、おそらくU字型になることになる。言い換れば、個々の財が一定の独占力を持ちその結果需要曲線が右下がりになるとはいえ、（超過）利潤を目指した参入競争の結果、個々の部品が生産される量と価格は、利潤最大化のための「限界費用」＝「限界収入」という条件と「平均費用」＝「平均収入」という二つの条件によって自動的に規定され、各部品の生産量や価格はユニークに決まることになるだろうというのが、普通のミクロ経済学の教えるところである¹⁶。

ところで、このような結論が生ずるのは、タイヤという「広義の財」に対する需要関数が与えられた場合である。しかも、タイヤという広義の財の需要関数は、自動車に対する需要から生まれる派生需要に他ならず、自動車に対する需要自体は、自動車の価格や品質に依存することに注意する必要がある。しかも、自動車自体の製品差別化の程度や各自動車の品質自体が、部品の種類数に依存する。タイヤの例をみてもわかるように、部品の種類数が増えれば増えるほど自動車の多様性が向上し、多様な消費者を満足させられるようになり、製品としての自動車の多様性が増す結果、実質的な品質向上、言い換えば価格切り下げが行われたと感じる消費者が多く誕生する。言い換れば、狭義の財としての部品の種類数が増えれば増えるほど部品の多様性が増し、その結果、最終生産物である財（ここでは自動車）の品質が向上し、実質価格が低下する。そのために、増えた部品の種類数に見合う自動車全体に対する需要の増加と、その結果発生する部品に対する派生需要の増加が生まれることになる。つまり、自動車市場の拡大は、部品への派生需要を増加させ、それが部品の種類を増大させる結果、自動車の品質の実質的な向上を招き、その結果自動車市場の拡大を需要面で支えることになる。言い換えると、自動車の長期供給関数は（自動車需要が増えればより多くの部品供給を支えることができるために実質費用が低下して）自動車価格の減少関数になることである。

とはいえ、自動車生産があまりにも多くなりすぎると、そのための原材料需要にクラウドアウト効果が発生し、長期自動車供給関数は右上がりになるだろう。言い換えると、長期自動車供給関数は、多くの場合U字型をすると考えられることになる。自動車需要関数

¹⁶ 例えば、奥野・鈴村[1988]。

が多くの場合、右下がりであることを考えれば、長期均衡が複数存在する可能性があること（動学的な視点からは合理的期待を満たす複数均衡経路が存在すること）が容易に想像される¹⁷。

7.2 複数均衡経路と政府のコーディネーション機能

このように、合理的期待を満たす動学的均衡経路が複数存在する場合、政府は二つの手段を使って均衡経路を変更することが可能である。一つは、財政・金融政策や、貿易政策などを使って、実物的な資源配分に（一時的に）介入し、長期的な均衡経路を変化させることである。戦後初期の産業政策の多くは、いわゆる基幹産業に対して低利融資や政策金融を行い、また立地政策や工業用水政策などを行うことによって、6節で述べたような介入を一時的に行うことで、長期的にはそれらの政策なしに特定産業を自立させるような均衡経路に乗せることに成功したと考えることが可能である。

政府が行える今ひとつの政策は、民間の関連産業の将来予想に影響を与えることによって、民間の経済成長経路を、ある合理的期待を満たす動学的均衡経路から、別の動学的均衡経路に移動させることである。7.1節の例を使えば、自動車産業が成長しないと言う悲観的予想のために、部品産業に十分な派生需要が発生せず、その結果、生産される部品数が少ないという、「コーディネーションの失敗」に基づく望ましくない動学的均衡経路に日本の経済成長経路が載っていたとしてみよう。このとき政府が、民間の予想に対して何らかの影響を及ぼし、「自動車産業が成長するから、十分な部品に対する派生需要が存在し、その結果、多様な部品を生産しても十分な需要が存在すること、その結果、自動車の品質が改善され、自動車産業自体が成長する」ことを民間に信じさせることができたとすれば、日本経済はより望ましい成長経路に乗ることができる。これが、複数均衡が存在する場合の「政府のコーディネーション機能」と呼ばれる機能である。昭和30年代初頭に行われた産業合理化審議会や資金配分委員会の役割の多くは、後に述べるようにこの意味での「政府のコーディネーション機能」にあったと考えができる。

8. 政府の市場拡張機能(market enhancing view)——市場制度の形成

8.1 財・サービスとは何か

5節と6節では、所有権制度が確立・維持されていない場合、あるいは消費の排除費用が高い場合、市場で対価を払って財・サービスを購入するというインセンティブがないために、財・サービスの生産インセンティブが過小になったり、効率的な資源配分が阻害される可能性が高いことを説明した。では、所有権制度が確立・維持さえされていれば、公共財や外部効果など、消費の排除費用が高いために「市場の失敗」が発生する一部の財・

¹⁷ このようなU字型供給関数と複数均衡の存在については、例えば伊藤・清野・奥野・鈴村[1988]第6章を参照せよ。また、Okuno-Fujiwara[1988], Matsuyama[1991], Krugman[1991]なども参照せよ。

サービスを除けば、市場メカニズムは理想的に機能するだろうか。最近の経済理論は、「そうではない」と考える。

というのは、厚生経済学の基本定理には、所有権制度の他にも、すべての財について存在すると仮定される「市場制度」の実体として、暗黙のうちに前提とされているいくつかの仮定があり、現実の市場ではそれらが、少なくとも基本定理が仮定するほど理想的な形では満たされないからである。以下、これら暗黙の前提条件を、「定理が前提とする財・サービスとは何を指すのか」、「市場で取り引きされる財・サービスはどれだけ標準化されていることが前提か」、「市場での取引契約が実際に実現・実行されるためには何が必要か」という三つの視点から検討してみよう。

8.2 財・サービスの定義

厚生経済学の基本定理が述べる「財・サービス」とは何を意味しているのだろうか。実は、経済学が前提とする「財・サービス」とは、我々が普通思い浮かべる「財・サービス」とはかなりかけ離れたものを含んでいる。なぜなら、経済学が定義する個々の財・サービスとは、単に物理的に異なる財・サービスというだけではないからである。その定義からはむしろ、様々な条件の下でそれぞれの財・サービスを引き渡すことを指定する「契約」だと解釈した方がわかりやすい。つまり、物理的に同一の財・サービスであっても、引き渡し条件が異なれば、つまり財・サービスが（消費のために）配達される時間や場所、あるいはそのための条件の特定が異なれば、それは「異なる」財・サービスだと解釈されなければならない¹⁸。

例えば、「すべての財・サービスに市場がある」といった場合、それは単に、「魚沼産コシヒカリ」や「宮城産一目惚れ」など、すべての物理的に定義されうる財・サービスを、「金銭を手渡すのと引き替えにその場で購入者に引き渡す」という意味での、「直物市場」の存在を意味するだけではない。それは同時に、今から5年後や50年後に、購入者に「コシヒカリ」や「一目惚れ」を配達することを現在時点で契約するという様々な「先物市場」も、すべての可能な引き渡し期日について存在することを意味している。これら先物契約の典型は、将来時点での金銭の引き渡しを前提に現在時点での金銭での対価を提供する契約、つまり「貸借契約」である。

また、すべての財・サービスについて市場が存在すると言うことは、問題になっている財・サービスが直物であるか先物であるかを問わず、それをどんな世界の果てであろうとも「る特定の場所に配達するという契約」が可能だということを意味している。さらに、これらの財・サービスとは「条件付き債権」であるかもしれない。つまり、「財・サービスの引き渡し契約が実現されるのは、特定の条件が満たされた場合に限る」という条件が付いた契約である。その典型は、保険である。例えば「火災保険」は、今から1年間とい

¹⁸ 詳細は、例えば Milgrom and Roberts [1992]、奥野・鈴村[1988]等を参照せよ。

った特定の期間内に、特定のビルや家屋が火災によって被害を受けた場合、その損害額に限って、保険会社が契約者に金銭を支払うという「条件付き債権」契約である。また最近、デリバティブ取引をはじめとして、様々な新しい金融商品が生まれているが、これらも条件付き債券という性格を持っている。しかも、借り手が破産した場合には、債権者は貸し付けた金額全額が戻らないことがあり得るという「ローン契約」や、売れ残りが生じた場合には、生産会社が流通業者の持つ在庫を引き取ることを定めた「販売請負契約」など、現実のビジネスで使われる「財・サービス」のほとんどは、このような条件付き債権である。

従って、厚生経済学の基本定理が「すべての財・サービスのそれぞれについて完備した市場が存在する」と言ったとき、それは、すべての物理的な財・サービスについて、可能なすべての引き渡し期日についての先物契約や、可能なすべての条件についてそれを明示した条件付き契約について、完備した市場が存在することを前提とする¹⁹。逆に、すべての可能な先物市場や条件付き債権市場が存在しない場合、さらに、それが存在するとしても、市場の参加者が少なくて、取引主体の一部が独占力を持つとき、市場はパレート効率的な資源配分さえ実現できないことになる。こう考えれば、厚生経済学の基本定理によって分権的な競争市場に任せられると考えられる経済取引は、現実の経済活動の、ほんの一部でしかないことが明らかだろう。

また、すでに3節で詳細に説明したように、このような将来時点での取引を行う先物市場や不確実性をカバーする条件付き債券市場があつて初めて、経済全体の資源配分のコーディネーションが可能になるし、4節で説明したように、これらの将来市場の価格が明確になっているからこそ、新たな設備を作ったり、新たな商品を開発することで準レントを得ようとするモティベーション機能を市場が提供できるのである。その意味で、現実に存在する市場の数が、基本定理が要求する市場のほんの一部でしかないことは、市場機能の有効性を大きく妨げるものといわざるを得ない。

8-3 財・サービスの標準化

「財・サービス」に関わる問題点の第二は、ほとんどの経済理論が、市場で取り引きされる個々の「財・サービス」が、すでに標準化されていることを前提している点にある。なぜなら、厚生経済学の基本定理を証明する際には、個々の財・サービスはすべて紛れのない形で定義され、同じ財・サービスである限り、誰が作ったものでも、誰がどう消費し

¹⁹ 厳密に言えば、Arrow[1963-64]は、すべての財・サービスについて、またすべての条件について、条件付き「債権」市場が存在することは不要だと言うことを明らかにした。必要なのは、すべての条件について予め金銭のやりとりを指定できる条件付き「債券」市場と、それぞれの条件がおこった後ですべての財・サービスについて直物市場が存在することである。また、念のために付言しておけば、「合理的期待」が成立すると言うことは、先物市場が存在しなくとも、すべての経済主体が、あたかも理想的な形で先物市場が存在しているために認識できる先物価格を、正しく予想している状態と解釈することができる。

ようとも、全く同じものだと仮定されているからである。このことは明示的にふれられることが少ないので、多くの読者は、それが何を意味するのかわからないかもしれない。そこで、教科書的な説明を繰り返してみよう。

ミクロ経済学の標準的な説明では、それぞれの財・サービスは、例えば 1 から n までの番号で定義されている。従って、ある財・サービスは、例えば財 i と表わされることになる。また、財 i の市場均衡は、各企業が生産する財 i を足しあわせた総量として定義される「財 i の総供給」と、各家計が需要する財 i の総和として定義される「財 i の総需要」が等しい状態ということになる。このような定義が可能になるのは、どの企業が生産した財 i でも、どの家計が消費した財 i でも、財 i である限り自動的に、それらの間に何の違いも存在し得ないことが、暗黙のうちに前提されているからである。つまり、財 i は、どの企業が生産しても財 i であり、誰が消費しても財 i だという、(ある意味では当たり前な) ことが議論の大前提なのである。

さらに付け加えておくべきことは、財の標準化と「一物一価の法則」の関係である。第3節で詳細に検討したように、分権的な価格メカニズムがわずかな情報処理で望ましい資源配分を実現できるのは、そのために必要十分な情報が、それぞれの財の価格に集約されて伝達されるからである。公開情報という性格を持つ「価格」を通じて、資源配分に必要な情報が正しく伝達されるからこそ、資源配分に必要なコーディネーションやインセンティブの付与という機能が適切な形で働くのである。

しかし、価格がこのような形で機能するためには、「一物一価の法則」が成立することが不可欠な大前提である。しかも一物一価の法則は、(1)財が標準化されており、(2)情報が完全であるという、二つの仮定に決定的に依存している。なぜなら、同じ財と呼ばれ消費者が同じ財だと信じていても、財の品質に優劣があれば、品質の劣った財をより安い費用で提供した方が、生産者の利益は当然大きくなる。このように、生産者側は財の品質を知っているが、需要者側は品質がわからないという情報の非対称性が存在する場合、悪貨が良貨を駆逐するという「グレシャムの法則」あるいは「レモンの原理」が働いて、市場に出回る品質がどんどん低下することになる。このような、いわゆる「逆淘汰(Adverse Selection)」現象を排除し、生産者と需要者の情報の対称性を回復するためには、提供される財を標準化し規格化すること、またそれが消費者にクレディブルに伝わるような仕組み、あるいは不良品に対して賠償を行い、有料品と交換することを義務づけるような制度を作る必要がある。

8-4 取引契約の実行

市場に関わる第三の問題点は、実際に市場で取り引きされるのは、特定の財・サービスの「引き渡し契約」だという点に関わっている。これらの契約の多くは、先物契約や条件付き債券契約をはじめ、労働契約や部品取引など、財・サービスの提供とその支払いの間に時間のラグがつきまとう。従って、先物や条件付き債券契約ならば、対価を受け取って

おきながら、事後的に約束した財・サービスの提供をしない。労働契約や部品取引ならば、労働や部品という財・サービスの提供を享受しておきながら、事後的にその支払いを拒否するといった行為（いわゆるモラル・ハザード）が発生する可能性がある。

これらの問題は、5節で述べた「所有権制度の確立と維持」だけで解決できる問題ではない。第一に、取引当事者が法的に有効な契約を事前に必ず取り交わすとは考えられない。たとえば日本の労働契約では、契約書を取り交わさないことが多い。必要な場合にはできるだけ契約を行うよう人々を啓蒙するとともに、契約を取り交わしておかなかった場合に起こる紛争の解決の仕組み（紛争仲介機関など）をあらかじめ作っておくことが必要である。第二に、仮に契約を結んでいたとしても、しばしば事後的に紛争が発生する。この場合、法的な手続きとしては、裁判所や仲介機関に持ち込まれることになるが、これらの機関が紛争を解決できるという保証は必ずしも存在しない。現実に契約が守られたのかそれとも破られたのかを、第三者機関である裁判所や仲介機関が必ず判断できるとは限らないからである。判断できるのは、問題になっている事態が第三者にも証明可能（verifiable）な場合だけであり、そうでなければ持ち込まれた紛争は、裁判所でも水掛け論になってしまうだろう。モラル・ハザードの問題は、本質的に情報の非対称性の問題であり、市場や契約だけでは、完全には解決できないのである。

このように、現実の市場組織には、情報の非対称性による逆淘汰やモラル・ハザードなどの様々な問題が存在する。従って、現実の経済ではいくら所有権を確立・維持し、新古典派経済学がその存在を仮定してきたような理想的市場の成立を期待しても、それ自体が不可能なことでしかない。仮に外部効果や公共財といった通常の市場の失敗、マーケット・シェアや製品差別化を通じた独占力の存在が存在しないと言う意味で、厚生経済学の基本定理の条件が満たされたとしても、現実の市場が実現できるのはパレート非効率的な資源配分にすぎず、情報問題などが引き起こす市場の欠陥を前提とした「次善」の資源配分でしかないのである。

9. 市場機能拡張政策

9-1 市場機能の増進策としての市場機能拡張政策

前節までに解説したように、現実に存在する市場組織とは、新古典派経済学がその存在を仮定してきた「理想的な市場組織」はしばしば全く異なるものであり、通常の市場の失敗や独占力とは全く異なる意味で、資源配分の非効率性を生み出すと考えられる。特に発展途上国の市場や新規勃興産業などでは、市場の機能を生かすべき様々な制度装置が充実しておらず、それだけ一層問題の根が深いと考えざるを得ない。逆にだからこそ、これらの場合に、市場機能がよりよく働くように、制度組織としての市場を整備し発展させることに、政府や国家の一つの役割があることが理解できるだろう。これが、我々が「市場機能拡張政策（Market Enhancing View）」と呼んだ政策に他ならない。

市場機能拡張政策には、様々な政策や仕組みづくりが含まれる。

第一に、すでに何度もあげたように、財・サービス自体やそのプロトコルの標準化があげられる。戦後の部品産業や機械産業の発展の陰には、品質の高い部品づくりに欠かせない「金型」に着目し、金型という財を定義し、そのプロトコルの標準化を図った業界と通産省の努力が存在した²⁰。

第二に、財・サービスの契約を定型化すれば、それだけ紛争の起こる可能性も減少するし、証明不可能な事項が契約に含まれる可能性も減少する。業界団体などによる、このような契約の定型化とその政策的促進も市場機能拡張政策の一つと考えられる。

第三に、以下に財・サービスやそのプロトコルを標準化し契約を定型化しても、事後的な紛争が起こることは避けられない。このような紛争を、製品や業界の実態を知らない裁判所に持ち込んでも、紛争が解決するとは考えられない。製品や業界の実態をよりよく知っている業界団体や商工会議所などに扮そう処理機関を作ることは、それなりに当事者と紛争処理機関の間の、情報の非対称性の程度を引き下げるというポジティブな側面を持っていると考えられる²¹。

第四に、異なる場所や異時点間の取引には、必要な情報を収集し、信用を供与する機能が必要である。このような業者（例えば、商社、問屋、銀行をはじめとする金融仲介機関など）は、自然に任せておいても容易に発達することは限らない。これらの「仲介業者（Intermediaries）」を育成することも、市場機能拡張政策の一つである。

9-2 金融抑制政策などの市場機能拡張政策

ところで、9-1 節であげた「仲介業者」の育成を行う方法として、大別して二つの方法がある。一つの方法は、伝統的な新古典派経済学が考える解決法である。例えば銀行業の育成を例に取れば、それは銀行預金や銀行貸し出しに、補助金を与えることである。これらの補助金は、預金量や貸出量が増えれば増えるほど、銀行の（私的）利潤を増やすから、銀行の本来的な役割である（資金供給者から資金需要者に対する）仲介業務の拡大に役立つように思われる。

しかし、このような「生産・取引量に対する補助金政策」は、実は多くの場合、望ましくない副作用を伴う。なぜなら、政府と銀行の間には預金や貸し出しの質に関する情報の非対称性が存在し、政府より正しい情報を握っている銀行は、しばしばより信頼できる貸し付け先に少額の貸し付けを行うよりも、信頼できなくとも多額の貸し付けを行うことでより大きな補助金を得ようとするインセンティブを持つからである。つまり、「財やサービスの品質」という情報は、事情もよくわからず調査する人的資源も少なく、しかも結果によって大きな報酬の差を負担する必要のない政府やその官僚に比べて、消費者や供給者に対する距離が近く、大きな金銭的インセンティブを持った業者の方が、遙かに多く持つ

²⁰ 詳細は、尾高 [1986]を参照せよ。

²¹ とはいって、業界団体などが既得権益にしがみつき、政策の永続化に貢献するというネガティブな効果も無視できない。この点については、次章で検討することにしたい。

ているのである。

政府が、量などの（証明可能な）補助金によって生産拡大を計ろうとするときに、このような（証明不可能な）品質の悪化を招いてしまうという点について良く知られた例は、中央集権的な計画経済である。中央集権的なソビエト連邦が成立した初期に、次のような事例が多発したことが良く知られている。例えば、織物工場に年間 10 万メートル分の綿布を生産させようとしたところ、幅が 90cm ではなく 60cm しかない綿布が 10 万メートル生産されたり（もちろんそれによって、生産者は原材料を横流して私的利息を上げたわけである）、年間 10 万トンの綿布を生産させようとすると、粗悪なしかし重い綿布が大量に生産されたと言った事例である。消費者が好む財・サービスを政府が予め予測することはきわめて困難だし、仮にできたとしても、それをすべて証明可能な形で（従って少しでもスペックに反した財・サービスを生産した場合、命令に反したとして保罰可能な形で）生産者に生産を命じることはきわめて困難である。

このような問題を解決する方法としてより望ましいのは、より大きな情報を持っている業者は、消費者をより多く満足させられるのだから、より大きな利潤を獲得する。従って、量よりも利潤に対して補助金を与える方が望ましいと考えられる。より業績の高い企業がより多くの補助金を得られるよう、「業績ベースの基準 (Performance Based Criterion)」によって補助金を与えようと言うわけである。

その典型が、Hellmann, Murdock and Stiglitz [1996]によって提案された「金融抑制政策 (Financial Restraint Policy)」である。彼らは、預金金利規制によって低金利で調達した資金を、銀行が高い貸し出し利率で企業に貸し出すことを認めることによって、銀行にレントを与える政策を考える。このような仕組みがあると、銀行は少しでも多くの預金を集めるためにサービス競争を行う一方、より高い利率で確実な返済を行う優良な借り手を求めて行動するだろう。しかもその結果、銀行は支店を持つことによって超過利潤が得られるから、支店に「フランチャイズ価値」が生まれることになる。その結果、今まで存在しなかった地域にも新たに支店を開設しようとするインセンティブをも持つことになる。いわば、今まで存在していなかった（金融）市場が新たに生まれることになり、それだけ市場を育成できるわけである。

念のために、このような政策が常に有効であると考えることの危険を、いくつか指摘して、本章を終わることにしたい。第一に、上記のような政策の有効性は、金融業の貸し付けリスクのように、政府が直接コントロールすることが困難な変数が、資源配分の非効率性に密接に結びついている産業に限られると言う点である。そうでなければ（従って政府が直接コントロールできる変数が非効率性を生み出しているのなら）、騒音規制のように政府がその変数に補助金や税、あるいは規制をかけねば良いからである。

第二に、このような政策は、業者に超過利潤を与える。このようなレントの存在は、業者に政府や議会を通じてレントの長期固定化を図るインセンティブを与える。具体的には、銀行業への参入規制（あるいは支店出店規制）を行うよう政治献金や政治活動を行い、低

金利政策によって得られるレントを永続化させようとするインセンティブが生まれることである。次章でより明確にするように、このようなインセンティブをどう政治的にコントロールするかが明かでない限り、金融抑制政策型の政府機能拡張政策を安易に使うことは避けるべきだろう。

補論

第1章補論：産業基盤型公共財と均衡成長経路

労働、私的資本、公的資本という三つの生産要素を使って、二種類の財($i=1,2$)を生産する経済を考えよう。以下、第1財は消費財であり、第2財が資本財であると仮定する。従って、私的資本形成と公的資本形成は、ともに第2財を使って行われる。時間は連続的に定義され、現在時点0から無限の将来までの成長経路を考える。また、 v 期の労働供給 $L(t)$ は外生的に $L(v) = L_0 e^{nv}$ と与えられる。なお、誤解のおそれがない限り、時間 v は省略し、変数も時間の関数として表示しない。

さて、 v 期の第*i*財の生産量を Y_i とするとき、生産関数は $Y_i = A_i(L, G_i)F_i(L_i, K_i)$ で与えられる。但しここで、 L_i, G_i, K_i は、 v 期に、第*i*財生産に使われる労働、公的資本、私的資本の量である。以下、 $\hat{Y}_i = F_i(L_i, K_i)$ を第*i*財の私的生産効率と呼び、 $A_i(L, G_i)$ を公的資本の生産効率と呼ぶ。公的資本の生産効率は、当該産業への公的資本量と全労働人口にのみ依存し、当該産業の労働量には依存しないと仮定する。公的資本は公共財であり、その投入に伴う生産効率改善分に対して企業は支払いを行う必要はない。

また、 $A_i(L, G_i)$ 及び $F_i(L_i, K_i)$ はそれぞれゼロ次同次及び一次同次の凹関数であり、 $A_i(L, G_i) = \alpha_i(1, G_i/L)$ 、 $F_i(L_i, K_i) = L_i f_i(1, K_i/L_i)$ と表せるとしよう。この仮定によって、上式は、

$$(1) \quad y_i = \alpha_i(g_i) f_i(k_i)$$

と表すことができる。ただし、 $y_i = Y_i/L_i$ 、 $g_i = G_i/L$ 、 $k_i = K_i/L_i$ である。仮定により、 $\alpha_i'(g) > 0$ 、 $\alpha_i''(g) < 0$ 、 $f_i'(k) > 0$ 、 $f_i''(k) < 0$ が成立する。以下、 $F_i(L_i, K_i)$ については、第2財（資本財）生産の方が第1財（消費財）に比べてより資本集約的であると仮定する。

この国が小国であり、第2財の（第1財をニュメレールとした）国際相対価格 p が所与で、将来にわたって一定だとすれば、一人当たり国民総生産 $y = Y/L$ は、

$$(2) \quad y = \ell_1 y_1 + p \ell_2 y_2 = \ell_1 \alpha_1(g_1) f_1(k_1) + p \ell_2 \alpha_2(g_2) f_2(k_2)$$

である。ただし、 $\ell_i = L_i/L$ は第*i*産業の労働者比率であり、 $\ell_1 + \ell_2 = 1$ である。

さて国民総生産は、消費（C）、貯蓄（S）、税収（T）として処分されるが、分析の単純化のため、それらは常に、国民総生産の一定割合だと仮定しよう。つまり、労働者一人当たりの貯蓄を s 、税収を t とすれば、それらは $s = \sigma y$ 、 $t = \tau y$ 、 $(0 < \sigma, \tau < 1)$ と表される。

貯蓄がすべて民間資本の資本形成に使われるとすれば、 $\dot{\ell}_i = \frac{\dot{L}_i}{L} - n\ell_i$ である。但しここで、

任意の変数 $x = x(v)$ について、 $\dot{x} \equiv \dot{x}(v) = \frac{dx(v)}{dv}$ と定義する。このとき明らかに、

$$\frac{\dot{K}_i}{L} = \ell_i \frac{\dot{K}_i}{L_i} = \ell_i \dot{k}_i + k_i \frac{\dot{L}_i}{L} = \ell_i \dot{k}_i + k_i (\dot{\ell}_i + n\ell_i), \text{かつ } n = \frac{\dot{L}}{L} = \ell_1 \dot{\ell}_1 + \ell_2 \dot{\ell}_2 \text{が成立し、}$$

$$(3) s = \sigma y = p \{ \ell_1 \dot{k}_1 + k_1 \dot{\ell}_1 + \ell_2 \dot{k}_2 + k_2 \dot{\ell}_2 + n(k_1 \ell_1 + k_2 \ell_2) \}$$

が得られる。他方、政府は税収をすべて公的資本の資本形成に投下し、第*i*産業への公的資本投資の割合 γ_i は常に一定であると仮定しよう。この結果、

$$(4) \gamma_i t = \gamma_i \tau y = p \{ \dot{g}_i + n g_i \}$$

が成立する。

労働市場と（私的）資本市場はともに完全競争的だと仮定し、それぞれの価格を (w, r) としよう。私的資本市場の均衡条件として、

$$(5) \alpha_1(g_1)f'_1(k_1) = p\alpha_2(g_2)f'_2(k_2) = r$$

が、労働市場の均衡条件として、

$$\alpha_1(g_1)\{f'_1(k_1) - rf'_1(k_1)\} = p\alpha_2(g_2)\{f'_2(k_2) - rf'_2(k_2)\} = w$$

が得られる。他方、それぞれの産業の私的生産性の（単位あたり）費用関数を $c_i(w, r)$ とすれば、各財市場の均衡条件として、

$$(6) \alpha_1(g_1) = c_1(w, r), p\alpha_2(g_2) = c_2(w, r)$$

が得られる。 α と f が同次性によって定義されたことから、以上の三つの条件のうち一つは独立ではない。そのため以下では、労働市場の均衡条件は分析の対象としない。

さて、以上の体系の長期定常状態 $(y^*, \ell^*, g_1^*, g_2^*, k_1^*, k_2^*, w^*, r^*)$ は、

$$(7) y^* = \ell^* \alpha_1(g_1^*) f_1(k_1^*) + p(1 - \ell^*) \alpha_2(g_2^*) f_2(k_2^*)$$

$$(8) \sigma y^* = np \{ \ell^* k_1^* + (1 - \ell^*) k_2^* \}$$

$$(9) \gamma \tau y^* = np g_1^*, (1 - \gamma) \tau y^* = np g_2^*$$

$$(10) \alpha_1(g_1^*) = c_1(w^*, r^*), p\alpha_2(g_2^*) = c_2(w^*, r^*)$$

$$(11) \alpha_1(g_1^*) f_1'(k_1^*) = r^*, p\alpha_2(g_2^*) f_2'(k_2^*) = r^*$$

では、以上のような均衡定常経路は、パラメーターの変化によってどのように変化するだろうか。いま、公的資本の産業ごとの投入割合 γ と、税率 τ が与えられたとしよう。(9)式から、一人当たり国民所得 $y^*(\gamma)$ が与えられれば、産業ごとの労働者一人当たり公的資本量が $g_i^*(\gamma)$ として決まり、(10)式から産業ごとの要素価格フロンティアが定まる。図1はこうして定まった両産業の要素価格フロンティアを図示したものである。二つのフロンティアの交点 E が、この経済の均衡定常経路における均衡要素価格 $(r^*(\gamma), w^*(\gamma))$ を示している。 E 点における各産業のフロンティアの接線の勾配は、(11)式から定まる当該産業の資本労働比率 $k_i^*(\gamma)$ を表すことになる。その結果、(10)式に従って産業間の労働者比率

$\ell^*(\gamma)$ が定まる。最後に、それらを元に(8)式から計算された国民所得水準 $y^*(\gamma)$ が最初に出発した $y^*(\gamma)$ に等しい（不動点である）ことが、均衡であることを示している。このようにして定まった各産業の生産量 $(y_1^*(\gamma), y_2^*(\gamma))$ を図示したのが、図 2 である。図 2 の E 点を通る傾きが p の直線の縦軸の切片が、この経済の定常均衡経路における国民所得 $y^*(\gamma)$ を表している。

さて政府が τ を減少させ、第 2 産業への公的資本の投入割合を増加させたと考えてみよう。当然、（私的）生産性が向上する第 2 産業に第 1 産業から資源が移動するから、 y^* を一定とすれば、図 1 に示したように第 1 産業の要素価格フロンティアは左下方に、第 2 産業の要素価格フロンティアは右上方に（原点から相似的に）シフトする。この結果、資本集約的な第 2 産業の拡大を反映して、均衡での資本レンタルは上昇し均衡賃金率は下落する。これを図 2 で考えれば、 γ の下落を反映して、新しい定常均衡生産量が E' として定まる。もし図に示したように γ の削減が社会的に望ましければ、均衡定常経路の国民総生産も増大することになる。このような変化が起こる理由は、公的資本が本来より多く投入されるべきだったにも関わらず、第 2 産業に十分な公的資本が投入されないような γ を所与とした場合、私的部門の資源の再配分だけで実現できる定常生産経路の（生産）フロンティアが、図に示したような形状になるからである。

References

- Amsden, A.H. [1989]
Asia's Next Giant: South Korea and Late Industrialization, Oxford University Press, Oxford.
- Aoki, M., J. Murdock and M. Okuno-Fujiwara [1996]
“Beyond the East Asian Miracle: Introducing the Market Enhancing View,” in M. Aoki, H-K. Kim and M. Okuno-Fujiwara (eds.) *The Role of Government in East Asian Economic Development: Comparative Institutional Analysis*, Clarendon Press, Oxford.
- Arrow, K. [1953]
“Le role des valeurs boursieres pour la reparation la meilleure des risques,” *Econometrie*, Colloques Internationaux de Centre National de la Recherche Scientifique, Vol. XI, pp.41-47. (English translation, “The Role of Securities in the Optimal Allocation of Risk-Bearing,” *Review of Economic Studies*, Vol.31, 1963-64, pp.91-96.)
- Bardhan, P. (ed.) [1996]
Journal of Development Economics, Special Issue: Increasing Returns, Monopolistic Competition and Economic Development, Vol.49.
- Coate, S. and S. Morris [1995]
“On the Form of Transfers to Special Interests,” *Journal of Political Economy*, Vol.103, pp.1210-1235.
- Greif, A. [1997]
“Micro Theory and the Study of Economic Institutions through Economic History: Reflections on Recent Development,” in D.M. Kreps and K.F. Wallis (eds.) *Advances in Economic Theory and Econometrics: Seventh World Congress*, Cambridge University Press.
- Hellman, T., K. Murdock and J. Stiglitz [1996]
“Financial Restraint: Towards a New Paradigm,” in M. Aoki, H-K. Kim and M. Okuno-Fujiwara (eds.) *The Role of Government in East Asian Economic Development: Comparative Institutional Analysis*, Clarendon Press, Oxford.
- Krugman, P. [1991]
“History versus Expectation,” *Quarterly Journal of Economics*, pp651-667.
- Matsuyama, K. [1991]
“Increasing Returns, Industrialization and Indeterminacy of Equilibria,” *Quarterly Journal of Economics*, pp.617-650.
- Matsuyama, K. [1995]
“Complementarities and Cumulative Processes in Models of Monopolistic Competition,” *Journal of Economic Literature*, Vol.33, pp.701-729.
- Milgrom, P. and J. Roberts [1992]

Economics, Organization and Management, Prentice-Hall, Englewood Cliffs, N.J., (奥野正寛他訳、『組織の経済学』、N T T出版、1997).

Musgrave, R.A. & P.B. [1980]

Public Finance in Theory and Practice, McGraw-Hill, (木下和夫監修、大阪大学財政研究会訳、有斐閣、1983).

Okuno-Fujiwara, M. [1988]

“Interdependence of Industries, Coordination Failure and Strategic Promotion of an Industry,” *Journal of International Economics*, pp.25-43.

Rodriguez-Clare [1996]

“The Division of Labor and Economic Development,” *Journal of Economic Development*, Vol.39, pp.3-32.

Wade, R. [1990]

Governing the Market: Economic Theory and the Role of Government in East Asian Industrialization, Princeton University Press, Princeton.

World Bank [1997]

World Bank Development Report 1997; The State in a Changing World, Oxford University Press, Oxford.

伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴村興太郎[1988]

『産業政策の経済分析』、東京大学出版会。

絵所秀紀 [1998]

「経済開発理論の展開と国際機関」、東京大学社会科学研究所編『20世紀システム4：開発主義』、東京大学社会科学研究所。

奥野正寛・鈴村興太郎 [1985,1988]

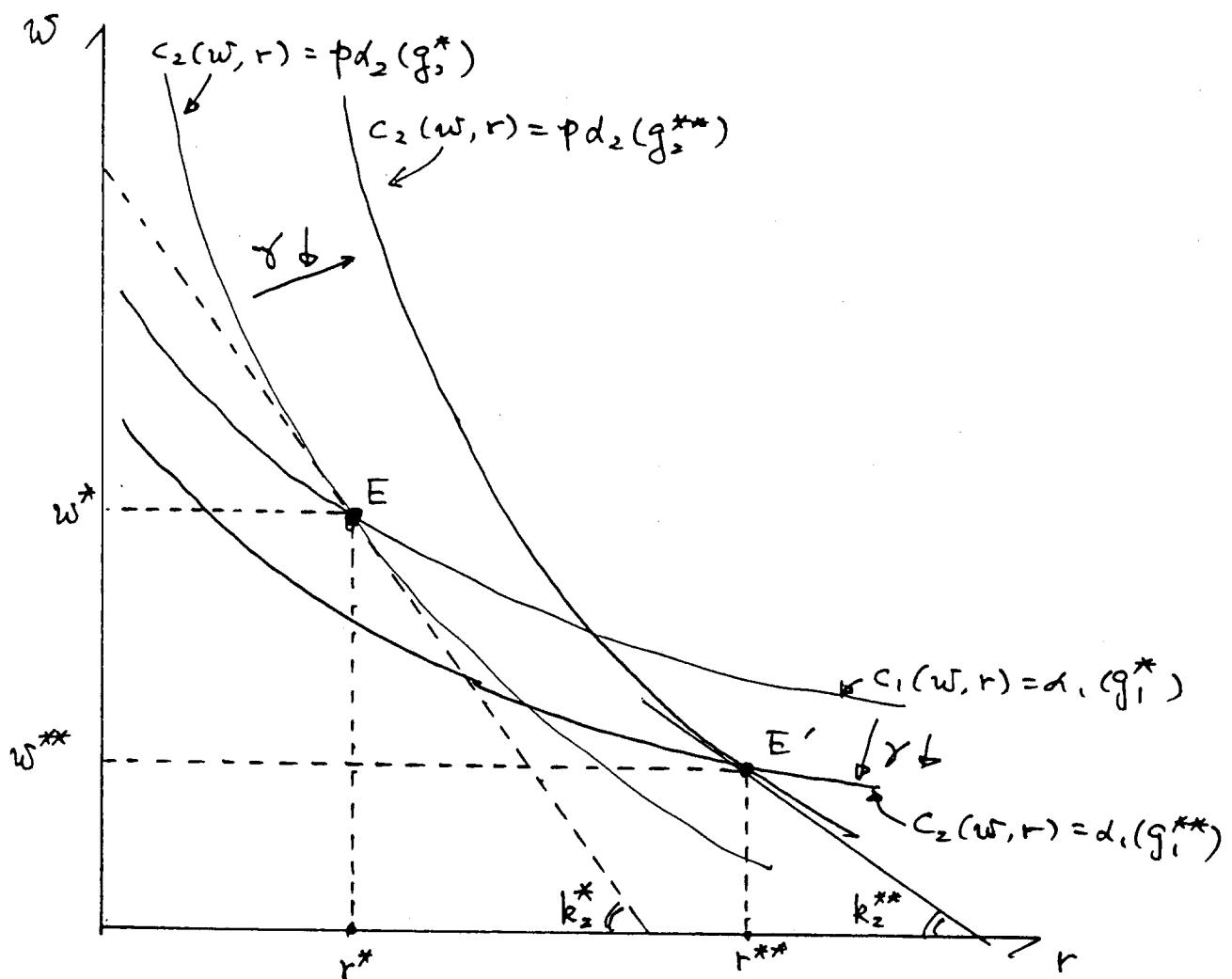
『ミクロ経済学：I・II』、岩波書店、東京。

奥野正寛・本間正義 [1998]

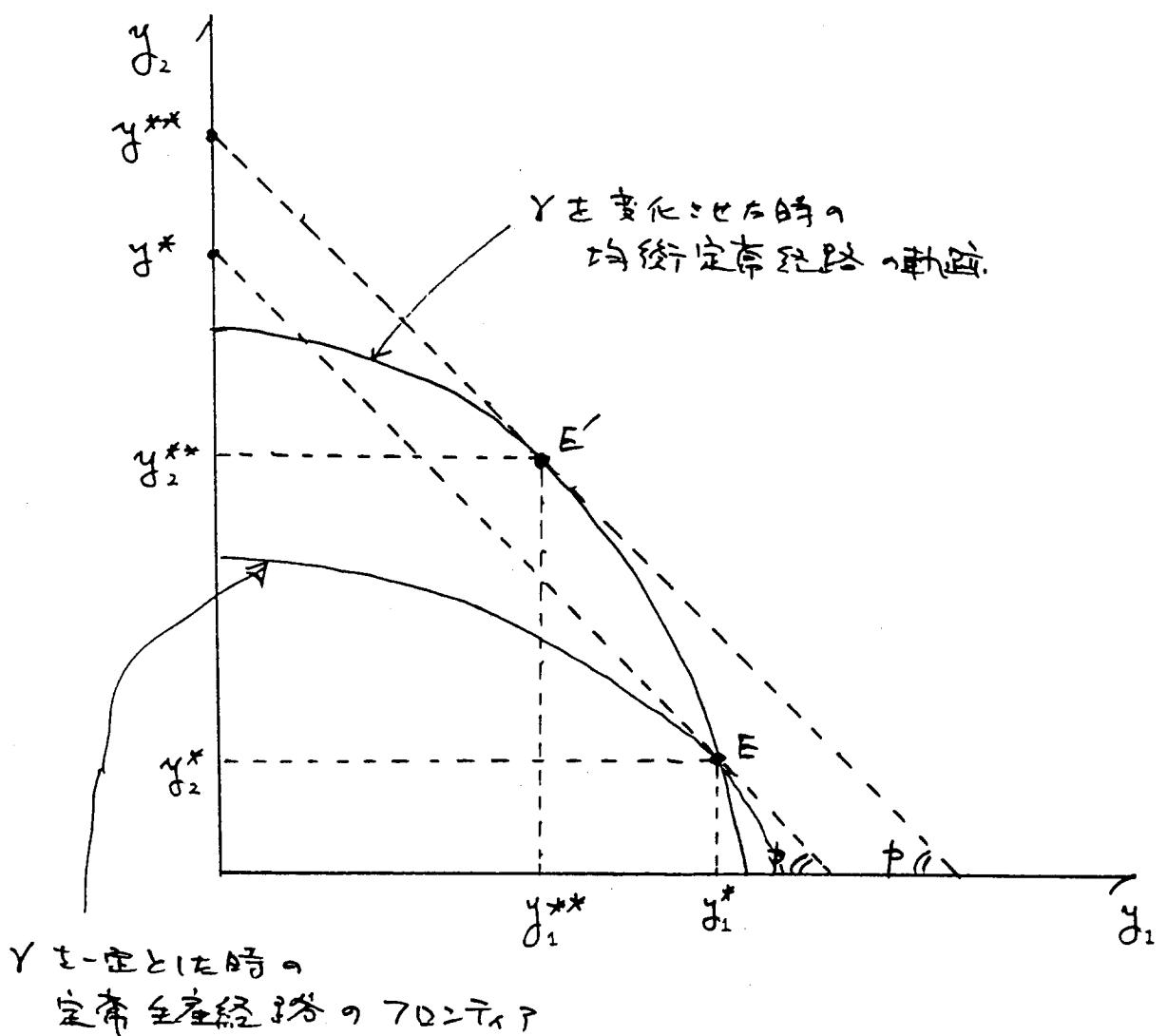
「日本農業の将来と農業政策」、奥野正寛・本間正義編『農業問題の経済分析』、日本経済新聞社。

村上泰亮 [1992]

『反古典の政治経済学：上下』、中央公論社、東京。



[图] 1



152 2